

地方単独事業に係る国民健康保険の国庫負担の減額調整措置の見直し等を求める意見書

本年5月、国会において「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、国民健康保険の財政基盤の強化や都道府県による財政運営に向けて具体的な改革作業が始まるところである。

国民健康保険の改革に当たっては、国と地方の協議により地方単独事業に係る国庫負担調整措置の見直しなどが今後の検討課題とされたところである。

一方、人口減少問題に真正面から取り組むことが求められている全国の地方公共団体では、地方単独事業として乳幼児医療費の助成制度の拡充などに取り組む事例が多く見られる。さらに、国の平成26年度補正予算で措置された交付金を活用し、医療費助成の対象年齢の引き上げなどの事業内容の拡充に取り組む地方公共団体もあると聞き及んでいる。こうした状況の中で、全ての都道府県及び市区町村で取り組まれている乳幼児医療費の助成制度など地方公共団体単独の医療費助成制度に対する国の減額調整措置については、早急に見直しを行うことが求められている。

本市会では、平成19年12月に国会及び政府に対し、地方公共団体の福祉医療制度が地域住民の福祉に大きく貢献している実態を考慮し、国民健康保険の国庫負担の減額調整措置を廃止するように求める意見書を提出している。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 人口減少問題に取り組むいわゆる地方創生に向けた作業が進む中、地方単独事業による子ども等に係る医療費助成と国民健康保険の国庫負担の減額調整措置のあり方について、早急に検討の場を設け、結論を出すこと。
- 2 国民健康保険の国庫負担の減額調整措置のあり方の検討に当たっては、少子高齢化が進行する中、さらに実効性ある施策を進める観点から子ども等に係る医療の支援策を総合的に検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年7月6日

名古屋市会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

} 宛（各 通）